

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年4月14日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名

井関 貴史



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、
政務活動費について次のとおり報告します。

令和3年度

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270,000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	65,548	65,548	
広 報 ・ 広 聴 費	343,867	343,867	
人 件 費	876,594	876,594	
事 務 ・ 事 務 所 費	994,269	994,269	
支 出 合 計	2,280,278	2,280,278	

様式第14号（第7条関係）

令和3年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
<p>【資料購入費】 新聞購読</p>	<p>4/1～3/31</p>	<p>市政に関する調査研究をおこなうために定期購読を行った。</p>
<p>【広報・広聴費】 広報誌の配布</p>	<p>4/1～3/31</p>	<p>市政活動報告書を作成・配布した。</p>
<p>【人件費】 事務員の雇用</p>	<p>4/1～3/31</p>	<p>市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。</p>
<p>【事務・事務所費】 事務所の賃借</p>	<p>4/1～3/31</p>	<p>市政に関する調査研究を行うため、堺区南三国ヶ丘町において事務所を借り上げた。</p>

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4月2日	4-1		72,843	-72,843	3月分 █████ 給料	⑧	
4月2日	4-2		5,731	-78,574	ガソリン代	⑦	
4月5日	4-3		654	-79,228	緑茶・ほうじ茶	⑨	
4月8日	4-4		2,887	-82,115	ごみ処分代	⑨	
4月9日		810,000		727,885	政務活動費、4-6月分受入れ		
4月12日	4-5		3,613	724,272	電気代 2月分	⑨	
4月12日	4-6		7,659	716,613	ドコモ使用料 3月分	⑨	
4月12日	4-7		8,578	708,035	固定電話・インターネット使用料	⑨	
4月16日	4-8		89,100	618,935	新聞折り込み代 30,000枚	⑦	
4月21日	4-9		60,165	558,770	事務所賃貸料 5月分	⑨	
4月26日	4-10		3,862	554,908	産経新聞 4月分	⑥	
4月26日	4-11		2,241	552,667	水道代	⑨	
月 計		810,000	257,333				
累 計		810,000	257,333	552,667			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

					会派の名称・議員氏名	井関 貴史	
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				552,667	前月繰越		
5月6日	5-1		6,279	546,388	ガソリン代	⑦	
5月10日	5-2		2,887	543,501	ごみ処分代	⑨	
5月10日	5-3		8,743	534,758	固定電話・インターネット使用料	⑨	
5月10日	5-4		16,561	518,197	ドコモ使用料 4月分	⑨	
5月10日	5-5		3,745	514,452	電気代 3月分	⑨	
5月10日	5-5-1		346	514,106	楽天モバイル使用料 4月分	⑨	
5月17日	5-6		70,087	444,019	4月分 ████████ 給料	③	
5月21日	5-7		60,165	383,854	事務所賃貸料 6月分	⑨	
5月25日	5-8		3,862	379,992	産経新聞 5月分	⑥	
月 計		0	172,675				
累 計		810,000	430,008	379,992			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				379,992	前月繰越		
6月1日	6-1		47,643	332,349	5月分 ████████ 給料	⑧	
6月2日	6-2		5,632	326,717	ガソリン代	⑦	
6月8日	6-3		2,887	323,830	ごみ処分代	⑨	
6月8日	6-4		1,146	322,684	お茶代	⑨	
6月10日	6-5		16,500	306,184	JAMP(時事行財政情報 モニタ)	⑥	
6月10日	6-6		8,579	297,605	固定電話・インターネット使用料	⑨	
6月10日	6-7		2,163	295,442	電気代 4月分	⑨	
6月10日	6-7-1		17	295,425	楽天モバイル使用料 5月分	⑨	
6月11日	6-8		204,120	91,305	市政報告ビラ ポスティング代 35,000枚	⑦	
6月18日	6-9		6,090	85,215	インク代 IC4CL74 × 2	⑨	
6月18日	6-10		187	85,028	キッチンタオル	⑨	
6月22日	6-11		60,165	24,863	事務所賃貸料 6月分	⑨	
6月25日	6-12		3,862	21,001	産経新聞 6月分	⑥	
6月28日	6-13		2,241	18,760	水道代	⑨	
月 計		0	361,232				
累 計		810,000	791,240	18,760			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

					会派の名称・議員氏名	井関 貴史	
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				18,760	前月繰越		
7月1日	7-1		73,237	-54,477	7月分 █████ 給料	⑧	
7月2日	7-2		7,129	-61,606	ガソリン代	⑦	
7月8日	7-3		2,887	-64,493	ゴミ処分代	⑨	
7月9日		810,000		745,507	政務活動費 7～9月分 受け入れ		
7月12日	7-4		8,523	736,984	固定電話・インターネット使用料	⑨	
7月12日	7-5		2,338	734,646	電気代 5月分	⑨	
7月12日	7-6		2	734,644	楽天モバイル使用料 6月分	⑨	
7月19日	7-7		60,165	674,479	事務所賃貸料 8月分	⑨	
7月26日	7-8		3,862	670,617	産経新聞 7月分	⑥	
7月30日	7-9		361	670,256	コーヒー2本、ティッシュペーパー1箱	⑨	
月 計		810,000	158,504				
累 計		1,620,000	949,744	670,256			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				670,256	前月繰越		
8月2日	8-1		69,496	600,760	7月分 ████████ 給料	⑧	
8月2日	8-2		2,956	597,804	ガソリン代	⑦	
8月10日	8-3		2,887	594,917	ゴミ処分代	⑨	
8月10日	8-4		8,583	586,334	固定電話・インターネット使用料	⑨	
8月10日	8-5		2,526	583,808	電気代 6月分	⑨	
8月20日	8-6		60,165	523,643	事務所賃貸料 9月分	⑨	
8月25日	8-7		4,200	519,443	産経新聞 8月分	⑥	
8月25日	8-8		129	519,314	エリエールキッチンペーパー	⑨	
8月26日	8-9		2,241	517,073	水道代	⑨	
月 計		0	153,183				
果 計		1,620,000	1,102,927	517,073			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	会派の名称・議員氏名	井関 貴史	
					内容	項目	その他
				517,073	前月繰越		
9月1日	9-1		72,843	444,230	8月分 █████ 給料	⑧	
9月2日	9-2		4,455	439,775	ガソリン代	⑦	
9月8日	9-3		447	439,328	緑茶8本	⑨	
9月8日	9-4		2,887	436,441	ゴミ処分代	⑨	
9月10日	9-5		2,298	434,143	電気代 7月分	⑨	
9月10日	9-6		8,540	425,603	固定電話・インターネット代	⑨	
9月10日	9-7		426	425,177	楽天モバイル使用料 8月分	⑨	
9月22日	9-8		60,165	365,012	事務所賃貸料 10月分	⑨	
9月27日	9-9		4,200	360,812	産経新聞 9月分	⑥	
月 計		0	156,261				
累 計		1,620,000	1,259,188	360,812			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				360,812	前月繰越		
10月4日	10-1		71,662	289,150	9月分 █████ 給料	③	
10月4日	10-2		7,992	281,158	ガソリン代	⑦	
10月4日	10-3		732	280,426	トイレットペーパー コーヒー ゴミ袋	⑤	
10月8日		810,000		1,090,426	政務活動費 受け入れ10月～12月分		
10月8日	10-4		2,887	1,087,539	ごみ処分代	⑩	
10月11日	10-5		2,574	1,084,965	電気代 8月分	④	
10月11日	10-6		8,565	1,076,400	固定電話・インターネット使用料	⑨	
10月11日	10-7		202	1,076,198	楽天モバイル使用料 8月分	⑨	
10月21日	10-8		1,036	1,075,162	エリエールキッチンペーパー ブルーレット・緑茶・ほうじ茶 電解水ワイパー・液体ブルーレット	⑤	
10月22日	10-9		3,532	1,071,630	インクIC4CL・電球・管球	⑨	
10月22日	10-10		60,165	1,011,465	事務所賃賃料 11月分	⑨	
10月26日	10-11		4,200	1,007,265	産経新聞 10月分	⑩	
10月26日	10-12		2,169	1,005,096	水道代	⑨	
月 計		810,000	165,716				
累 計		2,430,000	1,424,904	1,005,096			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃賃料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	会派の名称・議員氏名	井関 貴史	
					内容	項目	その他
				1,005,096	前月繰越		
11月2日	11-1		3,982	1,001,114	ガソリン代	⑦	
11月4日	11-2		65,362	935,752	10月分 █████ 給料	⑧	
11月8日	11-3		2,887	932,865	ゴミ処分代	⑨	
11月10日	11-4		2,307	930,558	電気代 9月分	⑨	
11月10日	11-5		8,601	921,957	固定電話・インターネット代	⑨	
11月10日	11-6		8,910	913,047	マイクロソフト オンライン使用料	⑨	
11月10日	11-7		21,381	891,666	FAX パナソニックおたつくすKX-PD725	⑨	
11月10日	11-8		203	891,463	楽天モバイル使用料 9月分	⑨	
11月19日	11-9		60,165	831,298	事務所賃賃料 12月分	⑨	
11月24日	11-10		4,200	827,098	産経新聞 11月分	⑩	
月 計		0	177,998				
累 計		2,430,000	1,602,902	827,098			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				827,098	前月繰越		
12月2日	12-1		6,491	820,607	ガソリン代	⑦	
12月8日	12-2		2,887	817,720	ゴミ処分代	⑨	
12月9日	12-3		77,175	740,545	11月分 ████████ 給料	⑧	
12月10日	12-4		2,493	738,052	電気代 10月分	⑨	
12月10日	12-5		9,093	728,959	固定電話・インターネット代	⑨	
12月10日	12-6		11,820	717,139	ノートンウイルスソフト代	⑨	
12月21日	12-7		247	716,892	紙コップ×3	⑨	
12月21日	12-8		60,165	656,727	事務所賃貸料 1月分	⑩	
12月21日	12-9		4,200	652,527	産経新聞 12月分	⑥	
12月27日	12-10		22,500	630,027	██████ 2021年 冬季賞与	⑧	
12月27日	12-11		2,241	627,786	水道代	⑨	
月 計		0	199,312				
累 計		2,430,000	1,802,214	627,786			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				627,786	前月繰越		
1月6日	1-1		72,450	555,336	12月分 ██████████ 給料	⑧	
1月7日		810,000		1,365,336	政務活動費 受け入れ1月～3月分		
1月11日	1-2		2,396	1,362,940	電気代 11月分	⑨	
1月11日	1-3		2,887	1,360,053	ごみ処分代	⑨	
1月11日	1-4		8,580	1,351,473	固定電話・インターネット代	⑨	
1月20日	1-5		60,165	1,291,308	事務所賃貸料 2月分	⑨	
1月26日	1-6		4,200	1,287,108	産経新聞 1月分	⑥	
月 計		810,000	150,678				
累 計		3,240,000	1,952,892	1,287,108			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	会派の名称・議員氏名	井関 貴史	項目	その 他
					内容			
				1,287,108	前月繰越			
2月7日	2-1		69,496	1,217,612	1月分 ████████ 給料		⑧	
2月7日	2-2		412	1,217,200	A4クリアホルダー×5		⑨	
2月7日	2-3		240	1,216,960	コーヒー		⑨	
2月8日	2-4		2,887	1,214,073	ごみ処分代		⑨	
2月10日	2-5		2,922	1,211,151	電気代 12月分		⑨	
2月10日	2-6		8,619	1,202,532	固定電話・インターネット使用料		⑨	
2月10日	2-7		4	1,202,528	楽天モバイル使用料		⑨	
2月21日	2-8		60,165	1,142,363	事務所賃貸料 3月分		⑨	
2月21日	2-9		193	1,142,170	ティッシュペーパー		⑨	
2月25日	2-10		4,200	1,137,970	産経新聞2月分		⑥	
2月28日	2-12		2,241	1,135,729	水道代		⑨	
月 計		0	151,379					
累 計		3,240,000	2,104,271	1,135,729				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

					会派の名称・議員氏名	井関 貴史	
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				1,135,729	前月繰越		
3月8日	3-1		69,300	1,066,429	2月分 ████████ 給料	⑧	
3月8日	3-2		2,887	1,063,542	ごみ処分代	⑨	
3月9日	3-3		2,937	1,060,605	宛名用ラベル用紙×2	⑨	
3月10日	3-4		1,346	1,059,259	楽天モバイル使用料	⑨	
3月10日	3-5		4,035	1,055,224	電気代 1月分	⑨	
3月10日	3-6		8,637	1,046,587	固定電話・インターネット使用料	⑨	
3月24日	3-7		60,165	986,422	事務所賃貸料 4月分	⑨	
3月28日	3-8		4,200	982,222	産経新聞 3月分	⑥	
3月28日	3-9		22,500	959,722	██████ 2022年 冬季賞与	⑧	
月 計		0	176,007				
累 計		3,240,000	2,280,278	959,722			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 雇用開始日	2020年10月1日 ～ 2021年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他（派遣等）		
勤務時間数	24時間 / 週 （1日 6時間× 4日 / 週）		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1050円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> （ ）活動		
按分率	75%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 18 時間 （週勤務時間数） 24 時間 <input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			











※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	堺市 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2020年10月1日から2021年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、 後援会事務	
就業時間 (休憩時間)	週4日 原則午前9時30分から午後4時まで(うち休憩30分)	
休 日	土、日、祝日、年末年始	
給与(賃金)	時給 1050円 その他必要に応じて賞与を支給	
給与支払	毎月末締切、翌月10日支払	
給与振込先	現金払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2020年10月 / 日		
雇用者	井関 貴史	
被雇用者		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住居	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	24時間 / 週 (1日 6時間× 4日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1050円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	75%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 18時間</u> (週勤務時間数) 24時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2021年4月1日から2022年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、 後援会事務	
就業時間 (休憩時間)	週4日 原則午前9時30分から午後4時まで(うち休憩30分)	
休 日	土、日、祝日、年末年始	
給与(賃金)	時給 1050円 その他必要に応じて賞与を支給	
給与支払	毎月末締切、翌月10日支払	
給与振込先	現金払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
		2021年 4 月 / 日
雇用者	井関 貴史	
被雇用者		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
4	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	土					
7	日					
8	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	木	09:30	16:15	06:00		休憩45分
12	金					
13	土					
14	日					
15	月	09:30	16:15	06:00		休憩45分
16	火	09:30	16:15	06:00		休憩45分
17	水	13:00	16:00	03:00		
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					
22	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	火					
24	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	土					
28	日					
29	月	09:00	12:00	03:00		
30	火	09:30	12:00	02:30		
31	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合計				92:30	0:00	
出勤日数				18 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木					
2	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	土					
4	日					
5	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	木					
9	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	土					
11	日					
12	月					
13	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	土					
18	日					
19	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
20	火					
21	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
24	土					
25	日					
26	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
28	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	木					
30	金					
合計				89:00	0:00	
出勤日数				16 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木					
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
20	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
21	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	土					
23	日					
24	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
28	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	土					
30	日					
31	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合計				60:30	0:00	
出勤日数				11 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	木					
11	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	土					
13	日					
14	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	水					
17	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	土					
20	日					
21	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	水					
24	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	金	11:00	16:00	05:00		
26	土					
27	日					
28	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
30	水					
合計				93:00	0:00	
出勤日数				17 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	土					
4	日					
5	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	金					
10	土					
11	日					
12	月	09:30	15:45	05:45		休憩30分
13	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	水					
15	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	土					
18	日					
19	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
20	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
21	水	14:00	16:00	02:00		
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	火					
28	水	09:30	14:30	04:30		休憩30分
29	木	10:30	15:30	04:30		休憩30分
30	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
31	土					
合計				88:15	0:00	
出勤日数				17 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
4	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
20	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
21	土					
22	日					
23	月	09:30	14:30	04:30		休憩30分
24	火					
25	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
28	土					
29	日					
30	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
31	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合計				92:30	0:00	
出勤日数				17 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	土					
12	日					
13	月					
14	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	木					
24	金	13:00	16:00	03:00		
25	土					
26	日					
27	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
28	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
30	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合計				91:00	0:00	
出勤日数				17 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	金					
9	土					
10	日					
11	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	火	09:30	16:15	06:00		休憩45分
13	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	金					
16	土					
17	日					
18	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	火					
20	水					
21	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	土					
24	日					
25	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	火	13:30	16:00	02:30		
27	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
28	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	金	12:30	15:30	03:00		
30	土					
合計				83:00	0:00	
出勤日数				16 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	水					
4	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	土					
7	日					
8	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	水					
11	木	09:30	14:30	04:30		休憩30分
12	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
13	土					
14	日					
15	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	水					
18	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
20	土					
21	日					
22	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	火					
24	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	土					
28	日					
29	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
30	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合計				98:00	0:00	
出勤日数				16 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	木					
3	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
4	土					
5	日					
6	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	木					
10	金	09:30	17:15	07:00		休憩45分
11	土					
12	日					
13	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	火	11:30	15:30	03:30		休憩30分
15	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	金	10:30	15:30	04:30		休憩30分
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
24	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	土					
26	日					
27	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
28	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	水					
30	木					
31	金					
合計				92:00	0:00	
出勤日数				17 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	土		15:30			
9	日		15:30			
10	月		15:30			
11	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
13	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	金	11:00	16:00	04:30		休憩30分
15	土					
16	日					
17	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	水	10:30	15:30	04:30		休憩30分
20	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
21	金					
22	土					
23	日					
24	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	火					
26	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	木	09:30	17:30	07:15		休憩45分
28	金	09:30	16:15	06:00		休憩45分
29	土					
30	日					
31	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合計				88:15	0:00	
出勤日数				16 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	水	09:30	16:15	06:00		休憩45分
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	水	09:30	15:45	05:45		休憩30分
10	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	金					
12	土					
13	日					
14	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
16	水					
17	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	金	09:30	16:15	06:00		休憩45分
19	土					
20	日					
21	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	水					
24	木	09:30	16:15	06:00		休憩45分
25	金	09:30	16:15	06:00		休憩45分
26	土					
27	日					
28	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
合計				88:00	0:00	
出勤日数				15 日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

管理責任者 (議員名)	井関 貴史		
事務所名	井関貴史事務所		
所在地	〒 590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 TEL 072 (222) 3022		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 日本ファイナンシャルマネジ メント株式会社)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
			<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)
延べ面積	約 69 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 60,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	75%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 120 時間のうち 90 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・75% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 75% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・75% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (廃棄物収集)・・・ 75%	
	駐車場 賃借料	無	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

所有者変更のお知らせ

平成29年12月吉日

井関 貴史 様

前略、貴殿益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。
平素は本物件の運営管理にご理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本物件は、今般不動産売買に基づき所有権が移転されました。
従いまして、所有者 [REDACTED] から賃貸借にかかる一切の権利を株式会社ザオアシスが
継承します。
尚、賃貸借契約は従前通り新所有者が引き継ぎ契約内容は変わりませんが、
家賃振込は、平成30年1月分より下記口座へお願い致します。

現所有者

[REDACTED]

[REDACTED]



新所有者

堺市堺区宿院町東1丁1番20号

株式会社ザオアシス

代表取締役 池田 龍男

TEL 072-227-8383

FAX 072-233-5886



平成30年1月家賃より (平成29年12月末日までのお支払分)

新振込先 関西アーバン銀行 堺支店
普通預金 No. [REDACTED]
カブシキカイシャザオアシス

※振込手数料は賃借人負担にてお願い致します。

この書類は重要ですので、賃貸契約書と一緒に保管しておいてください

所有者変更のお知らせ

令和2年9月吉日

賃借人各位 様

前略、貴殿益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。
平素は本物件の運営管理にご理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本物件は、今般不動産売買に基づき所有権が移転されました。
従いまして、所有者株式会社ザオアシスから賃貸借にかかる一切の権利を
日本フィナンシャルマネジメント株式会社が継承します。
尚、賃貸借契約は従前通り新所有者が引き継ぎ契約内容は変わりませんが、法律遵守にて
お願い致します。
家賃については令和2年10月分より下記口座へお振込をお願い致します。

現所有者 堺市堺区宿院町東1丁1番20号
株式会社ザオアシス
代表取締役 池田 龍男
TEL 072-227-8383
FAX 072-227-0172



新所有者 堺市堺区市之町東5丁2-14
日本フィナンシャルマネジメント株式会社
代表取締役 坂本 勝
TEL 072-225-0909
FAX 072-225-0900



令和2年10月分家賃より

新振込先	銀行名	池田泉州銀行
	支店名	新金岡支店 (503)
	預金種目	普通預金
	口座番号	■■■■■■■■■■
	口座名義人	ニホンフィナンシャルマネジメント (カ ダイヒョウトリシマリヤク サカモト マサル

※振込手数料は賃借人負担にてお願い致します。

この書類は重要ですので、賃貸契約書と一緒に保管しておいてください

建物賃貸借契約書(店舗、事務所、用)

賃貸人 [] を甲とし、賃借人 井関事務所 (井関貴史) を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24		
住居表示	同上		
家屋番号		建物種類	木造連棟2階建て
建物名称	白谷貸事務所	住戸番号	
構造	木造2階建て		
床面積	1階2階 約21坪		
間取り	1階ワンフロア (トイレ付) 2階ワンフロア (トイレ付)		
付属設備	現状有姿とする		
付属施設	現状有姿とする		
付記事項	1) 契約期間は5年間とする。 2) 内装工事は契約者負担とする。 3) 退去時は現状有姿とする。		

(2) 賃貸借契約期間

始期	平成26年10月16日	より	5年	間とする
終期	平成31年10月15日	まで		

(3) 賃料、共益費

	金額	共益費	振込みの場合
賃料税込	80,000円		三井住友銀行 堺支店 (普通) [] 名義人
水道代	実費	無し	[]

(4) 保証金

礼金	[]	解約引き	[]
----	-----	------	-----

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所	
	氏名	
管理人(社名)	住所	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24
	氏名	(有) 福和住宅

(6) 入居者

入居者	氏名	職業(勤務先・通学先など)	続柄	年齢
	井関事務所 (井関貴史)			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所		
	氏名	井関 豊	年齢 61
	職業		

II. 契約事項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する敷地建物（以下「本物件」という。）を、右項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
 2 乙は本物件を 事務所 として期間使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(期間)

第2条 賃貸借期間は、前項のとおりとする。

3 甲および乙は本契約を5年契約で終了とする。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、前項のとおりとする。

3 この支払う共益費は、本物件の共有部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充てられる。

3 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの前払期を前払いし、毎月末日までに甲方に前払して支払うか、または甲の指定する銀行の口座振込口座へ毎月より支払うものとする。

ただし、前払金に充てる費用は乙の負担とする。

4 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割りで算定する。

5 甲および乙は、土地または建物に對する租税その他の公課の負担の割合は、土地または建物の所有の割合の上昇もしくは低下その他の変動を以てし、または近接建物の賃料等に比較して賃料が不当となつたとき、あるいは賃借期間の経過により共益費が不当となつたときは、相手方に對し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(原 則)

第4条 乙は、保証金として前項の金額を甲に預託する。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に取り返し返還した場合には、甲は返中前に前項より受取した保証金から前項の期間中の賃料を控除した金額を乙に返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞り、損害の賠償その他の債務が生じたもので、前項の返還に支障がある場合は、甲は、前項の保証金を乙に返還しない。

防衛に付等量で建設費金をこれらの範囲に充當することができ、この場合には、甲はその内容を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約の履行に付、賃料その他の債務と保証金を有することはない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件の運送等)

第5条 乙は、本物件に付、第1条第2項の他用目的のため内装および設備工事等施工するときは、自費・工費等につき事前に甲の書面による承諾を得た後、自らの責任と費用負担のもとに実施することができ、

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2 乙は、前項の工事を実施するときは協議の第三者に賃料・運送等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から損害賠償等の申出があつたときは乙の責任と負担において清算にこれを決しなければならない。

(運送・運送等の費用)

第6条 乙が本物件の内装設備・仕舞または設備により乙が施工した通作を下記の各号に定めることその他、荷役、積込、積出、運送するなど預託を要しようとするときは、あらかじめ甲に仕舞費、積荷費、運送費用を通知し、甲による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1) 本物件内の通作、荷出、運送、運送等の費用または積荷費
- (2) 運出の荷役費、積込、積出の引込費、およびその他の設備の荷役費、積込、積出等
- (3) 本物件の外周（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での荷役、荷出、その他の表示

2 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(歩 租 等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の

負担とし、本物件内の壁・柱・天井、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、扉、障子、その他付属品等の修繕および清掃、トイレ、浴槽、洗面、換気扇、換気扇、給排水設備、付随設備等付属設備の修理は、乙の負担において行う。

2 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

3 乙は、本物件および附属設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(負 担)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、並にその他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責にない原因、ガス、燃料等の燃費の増大によって生じた甲・または乙の損害について、甲または乙が自らの責を負わなければならない。

(修 繕 等)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件敷地内の建築物を管理しなければならないが、また、乙の管理責任にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一時的な行為をしてはならない。

(乙の管理責任)

第10条 乙または該建物管理人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに損害により甲に届けなければならない。

- (1) 乙の住居、貯蔵、燃料、燃料、代わりの変更が生じたとき
- (2) 乙または該建物管理人が、禁煙区、禁煙区等の指定を受けたとき、または該建物管理人が設置したとき
- (3) 修理に要した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または該建物管理人が死亡したとき
- (5) 1ヵ月以上おとり不仕する都合における不仕理由および連絡先
- (6) 本物件を要請または滅失したとき
- (7) 出入口の扉を破損したとき若しくは取り替へるとき

(許可の必要な事項)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の

若しによる承諾を得なければならぬ。

- (1) 大型金庫、大型金庫・ロッカー、郵便貯蓄等金庫等の納入取付等をするとき
- (2) 第5条（本物件内の通作等）または第6条（使用・通行等の変更）に該当する行為をしようとするとき

（禁止事項）

- 第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 本物件の全部または一部について競売を執行すること
 - (2) 本物件の全部または一部を第三者に譲渡すること
 - (3) 本物件について債権の行使、差押え等の行為を行うこと
 - (4) 本物件において、何等の所有権を行使すること。

（第三者間の禁止）

第13条 乙は、甲の承諾による専断の承諾を得ないで、本物件に譲渡権の者以外の第三者を同居させまたは使用させないで第三者の承諾を得ないでなければならない。

（立入点検）

第14条 甲または甲指定の管理入その他甲の指示する者は、建物の保全、修繕、防犯、防火、防蟻その他の建物の管理上必要があるときいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し通直の措置を命ずることができる。

2 前項の通知にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は承諾書または乙に報告するものとする。

3 前二項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならぬ。

（建物の修繕）

第15条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は、何らの催告なしに本物件を修繕することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反したとき
- (2) 第8条の賃料の支払を2カ月以上滞りしたとき
- (3) 第11条（許可が不要な事項）のいずれかに違反したとき
- (4) 第12条（禁止事項）のいずれかに違反したとき
- (5) 第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき

(6) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団若手等）の関係者であることと判明し、またはこれらの関係者に加盟したとき

(7) その他本契約に關し重大な債務違約があったとき

（契約の終了）

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害については、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 元租期満、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が壊滅もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または裁判の執行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の使用、取り扱ひ、他用途止等の事由が発生したとき。

（期間の満了）

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の__月__日以前までに書面を予告しなければならぬ。

ただし、乙は、予告を代えて賃料および発生費の__カ月分を返金を支払い戻すことができる。

（明 算 し）

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に引渡しをしなければならぬ。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならぬ。

2 乙は、明算した額し、乙の費用で本物件に付加した一切の費用について、甲にその戻戻りを請求することはできない。

3 乙は、明算した額し、税金、立退き料等の本物件を引渡す甲に對し、一切の金銭請求をすることはできない。

4 乙は、明算しが要したときは、甲に對し、退却に要する賃料および引渡費の償還相当額を現金として支払わなければならない。

（違約金等）

第19条 借主違約金は、本契約に基づいて乙の一切の債務につき乙と違約して履行の責を負う。

2 乙は、遺留財産人につき無資力、死亡等清算要件を欠くに至ったときには、甲の要する他の遺留財産人を付すものとする。

(第 18 条)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(第 21 条)

第21条 乙は、第3条に定める費用および共益費、第4条第2項の解除時差金および第18条第4項の損害金について、清算額としてこれらの5%相当額を負担するものとする。

なお、解除時差金に關する清算額は、乙は、本契約締結時一層の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(第 22 条)

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解上の帰属が生じた事項については、甲および乙が、民法その他の法律若しくは慣習上の慣行に依り、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(第 23 条)

第23条

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、
各々その一通を保有する。

平成 26年 9月 24日

甲 (買受人) 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田
氏名 井関 貴文

乙 (譲渡人) 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田
氏名 井関 貴文事務所 (井関 貴文) (印)

連帯保証人 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田
氏名 井関 貴文 (印)

媒介業者 免許番号 大原房総(事)第49938号
事務所所在地 千葉県千葉市中央区新大塚1-1-1
商号(名称) 株式会社 福新住宅
代表者氏名 代表取締役 吉瀬 隆一
TEL (012) 224-6800
宅地建物取引主任者 登録番号 登録番号(大原)第1000000000号
氏名 宅地建物取引主任者

媒介業者

一般廃棄物収集運搬委託契約書

井 関 貴 史 事 務 所

堺市北区東浅香山町1丁49番地
泉都興業株式会社
TEL 072 (255) 2277
FAX 072 (255) 2279



一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者である井関貴史事務所（以下「甲」という。）及び一般廃棄物収集運搬業者である泉都興業株式会社（以下「乙」という。）は、一般廃棄物の収集運搬に関して次の通り契約を締結します。

第1条（目的）

本契約は、一般廃棄物の収集運搬の委託に関し、甲が乙に委託する本委託業務（第2条に定義される。）の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的とします。

第2条（本委託業務の内容）

1. 乙は、甲がその事業より排出する一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定される「一般廃棄物」のうち、同第3項に規定される「特別管理一般廃棄物」を除いたものをいい、以下「本件廃棄物」という。）の収集運搬をします。

2. 乙は、以下のとおり、本件廃棄物の収集運搬を行います。

収 集 場 所：堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所

収 集 日：原則として、火曜日、金曜日の毎週2回。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

収集量の目安：御見積書に準ずる。（1回の収集当たり36リットル×1個）

運 搬 先：クリーンセンター東工場 第一工場／クリーンセンター東工場 第二工場／
クリーンセンター臨海工場のうち堺市が指定する清掃工場

第3条（本委託業務の報酬）

甲は、1ヶ月あたりの本委託業務の報酬として、乙に対し、金3,500円（消費税別）を毎月末締め翌月支払いとします。

甲の指定する金融機関口座自動振替(8日)により支払うこととします。

第4条（乙の履行上の義務）

乙は、関係法令を遵守し、本委託業務を丁寧に遂行するものとします。

第5条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関し、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしません。

第6条（通常外作業）

第2条第2項に規定する収集日以外の日に収集する場合、又は第2条第2項に規定する収集日に複数回の本件廃棄物の収集運搬（以下「通常外作業」という。）を要する場合には、甲は、乙に対し、事前に通知し、かつ通常外作業にかかる報酬を協議して決定し、第3条の報酬に加算して支払うこととします。

第7条 (内容の変更)

1. 甲及び乙は、本契約の内容を変更する場合には、協議の上、書面にて変更するものとします。
2. 収集量の実績が、第2条第2項に規定する収集量の目安と著しく差がある場合には、甲及び乙は、本契約の内容に関し協議するものとします。この協議により本契約の内容を変更する場合には、第1項の規定に従うものとします。

第8条 (本契約の終了原因・解除)

1. 本契約は、第2条第2項に規定する収集場所が、乙が一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた市町村長の管轄する区域外に変更された場合、又は、乙の一般廃棄物収集運搬業者の許可が取り消され、失効し、若しくは、乙が事業停止処分を受けた場合等、本委託業務の遂行が客観的に不能となった場合、何らの意思表示を要することなく、当然に終了します。
2. 甲又は乙は、相手方に著しい契約違反があった場合又は相手方の重過失により損害を被った場合その他甲乙間の信頼関係が破壊されたと認められる場合には、事前に相手方に通知することなく本契約を解除できます。

第9条 (契約期間)

本契約の契約期間は、2019年11月1日から2020年10月31日までの1年間とし、当該契約期間(当該契約期間が更新された場合には、更新後の契約期間)満了の2ヶ月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更に1年間自動的に更新されたものとし、その後も同様とします。

第10条 (暴力団等排除条項)

1. 甲は、乙に対し、現在及び将来において、自ら又はその代表者、役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号の一にも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)
 - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの。
 - (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、次項各号の一にでも該当する行為を行うもの。
2. 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲が第1項の表明保証に違反した場合又は第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、乙は何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、又は解除すること（以下本条において総称して「解除等」という。）ができる。
4. 前項による解除等の場合、乙は甲に損害が生じても何らこれを賠償若しくは補償することを要せず、また、かかる解除等により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

本契約の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、甲乙各1通を保管します。

2019年10月21日

〒590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24

甲 住 所： 堺市議会議員

事業所名： 井 関 貴 史

代表者名： TEL 072-222-3022 FAX 072-206-2177

乙 住 所： 堺市北区東浅香山町1丁49番地

事業所名： 泉 都 興 業 株 式 会 社

代表者名： 代表取締役 関 口 謙 治